

閣副事態第91号
消防国第18号
消防運第24号
令和7年2月21日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣参事官
消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室長
国民保護運用室長

全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について

全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）全国一斉情報伝達試験（以下「一斉試験」という。）については、Jアラートによる情報伝達時の不具合の発生を抑制し、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達に資するよう、下記のとおり実施します。

貴都道府県におかれては、管内市区町村に対して、下記事項の内容を周知いただき、一斉試験の実施に際し、遺漏のなきようお願いします。

なお、一斉試験の各回の実施概要等については、別途通知します。

記

1 実施日時（令和7年度）

- | | |
|------------------------|---------------|
| （1）令和7年 5月28日（水）11時00分 | 予備日： 6月25日（水） |
| （2）令和7年 8月20日（水）11時00分 | 予備日： 9月10日（水） |
| （3）令和7年11月12日（水）11時00分 | 予備日：12月 3日（水） |
| （4）令和8年 2月 6日（金）11時00分 | 予備日： 2月20日（金） |

2 実施対象

Jアラート受信機を運用する全ての都道府県及び市区町村

3 留意点

- (1) 原則、全ての一斉試験に参加いただくようお願いします。

なお、過去の一斉試験において、一斉試験実施日時と機器の更新工事、高等学校入学者選抜等の日程とが重なったことを理由に不参加となる市区町村が見受けられたことから、本通知等により一斉試験実施日時を関係部局と共有した上で、一斉試験の実施に支障が生じることがないように、事前に十分な調整をお願いします。

- (2) 令和7年度においては、台風等の自然災害に伴う災害対応等により、予定された日程で実施できない場合に備えて予備日を設定しています。一斉試験の日程と併せて、予備日についても住民への周知をお願いします。
- (3) 一斉試験直前での参加可否の連絡やJアラート機器の支障等が発生した際の報告遅延が見受けられることから、当該事案が発生した際は直ちに消防庁に報告するよう周知願います。
- (4) 一斉配信・収集機能に係るメールアドレスの登録及び変更については、通年で可能です。特に担当者の異動の際には、適切に登録変更を行っていただくようお願いします。
- (5) 毎月第4水曜日に実施している導通試験について、5月28日（水）は一斉試験を行うことから、同日の導通試験は実施しないこととします。

【連絡先】

消防庁国民保護・防災部 国民保護室・国民保護運用室
安西課長補佐、白井係長、佐藤、吉井、辰巳、田中
電話：03-5253-7550
電子メール：renraku-jalt@soumu.go.jp